Panasonic

Homes & Living

いま知っておきたい!

リフォーム税制知つ得情報

消費税 経過措置編 2019年3月末までに契約した場合、 10月1日以降の引渡しでも、 消費税は8%が適用されます。

2019年10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げ。 請負契約については経過措置により2019年3月末までに契約すれば 消費税後の引渡しでも8%でリフォームできます。

政府は消費税引き上げ後のリフォームについてメリットが出るよう税制・予算措置を行う予定が あります。お客さまによっては、必ずしも消費税率引上げ前にリフォームをしたほうが引上げ後に行うより も負担が軽くなるとは限りません。

「経過措置」適用の請負契約の期限(3月31日)

税率10%に引上げ(10月1日

2019年1月 2月

4月 5月 6月

7月

8月 9月 10月

%になるケース

請負契約が『経過措置』の適用期限(2019年3月末)までであっても、設備・仕様の変更や追加契約分が、2019年4月 1日以降に発生し、引渡しが税率引上げ後になると変更・追加分の消費税率は10%が適用される場合があります。

計画

リフォーム実現には、 ここに一番、時間を

かけたいですね!

契約

完成

つまり、余裕をもった、お早めの「ご計画」~「ご契約」が 大切になってくるのです!!

※本掲載内容は2018年11月6日時点の最新情報に基づきまとめたものです。

上記内容についてのご質問やお問い合わせはお気軽に営業担当者までどうぞ!

【お問い合わせ】

パナソニック ホームズ 和歌山株式会社 〒640-8392 和歌山市中之島1518中之島801ビル4階 リフォーム営業所



(22) 0800-88-8746-0 (定休日:水曜、日曜)